

奴隷制度廃止国際デーに向けて共同声明

2021/12/01

国連人権高等弁務官事務所

12月2日の奴隷制度廃止国際デーに向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。ユニセフとILOの6月の発表によれば、およそ8,000万人の5～17歳の子どもが現代的形態の奴隷制である危険な労働に従事し、さらに、COVID-19による経済後退や学校閉鎖のために、多くの子どもがより長時間・悪条件で働き、最悪の形態の子ども労働を強いられ、武装・犯罪集団に参加させられている。現代的形態の奴隷制になる可能性のある搾取の防止のために、各国政府に対し、安全な移動経路の確立、ディーセントワークへのアクセスの促進、様々な不平等・差別の撤廃努力の強化、最も脆弱な人々の保護を求める。さらに、現代的形態の奴隷制廃止に取り組む人権活動家・市民社会組織の安全な活動、奴隷制の実行者の責任追及の強化も必要である。これらの具体的な活動がCOVID-19パンデミックからの復興の一部とされるべきである。

少数者問題に関するフォーラム 開催の予定

2021/12/01

国連人権高等弁務官事務所

第14回少数者問題に関するフォーラムが12月2～3日、ジュネーブ欧州国連本部での対面とライブ配信(<https://media.un.org>)のハイブリッド形式で開催される。フォーラムには各国政府、国連、国際・国内・地域機関の高官、世界各地の市民社会・少数者等の650以上の代表が参加する。今年の議題は、少数者を巻き込む現代的紛争の根本原因、法的・制度的枠組み、紛争の早期防止、紛争防止のための少数者の権利の保護に関する取り組みである。討議は今年行われた4つの地域フォーラムの成果に従って行われる。討議の内容は、少数者に関する特別報告者が2022年3月の人権理事会に提出する勧告の参考とされる。特別報告者は、「2010年から主な暴力的な紛争は3倍に増え、そのほとんどが少数者に関わっている。こうした傾向を撲滅するために、少数者が参加する広範な行動指向的な討議が必要である」と述べている。

拷問禁止委員会第 72 会期閉幕

2021/12/03

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 72 会期が閉幕した。今会期で委員会は、ボリビア、キルギス、リトアニア、セルビア、スウェーデンの報告、第 1 次報告書未提出のナイジェリアの状況を審査した。また、審理した個人通報 23 件について 15 の決定を採択し、4 件を審理不継続とした。さらに、過去 2 件の決定の実施状況を検討し、1 件については満足できるとしてフォローアップを終了、もう 1 件についてはフォローアップの対話を続けることとした。さらに、拷問防止小委員会とともに、エクアドルの刑務所内の暴力に関する共同プレスリリースを公表した。委員会と小委員会は拷問防止協会と会合し、「メンデス原則 (Mendez Principles)」として知られる捜査と情報収集のための効果的面接の原則について討議した。第 73 会期は 2022 年 4 月 19 日～5 月 13 日に開催され、キューバ、アイスランド、イラク、ケニア、モンテネグロ、ウルグアイの報告が審査される予定である。

人種差別撤廃委員会第 105 会期閉幕

2021/12/03

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 105 会期が閉幕した。今会期で委員会は、チリ、デンマーク、シンガポール、スイス、タイの報告の審査を行い、総括所見を採択した。また、フランスに関わる個人通報について、人種差別撤廃条約 6 条の違反があると判断した。さらに、条約 11 条に基づき、イスラエルに対するパレスチナの国家通報について、友好的解決を模索するための特別調停委員会を設置し、サウジアラビア・UAE に対するカタールの国家間通報について、特別調停委員会の提案を支持した。早期警戒・緊急行動手続に基づき、3 件の書簡を 3 か国に送付することとした。加えて、定期報告書の提出が 10～15 年以上遅れている国への対応方法を合意し、国内人権機関・NGO との協力に関するガイドラインについて討議を行った。第 106 会期は 2022 年 4 月 11～29 日に開催され、カメルーン、ルクセンブルク、ボリビア、カザフスタン、米国の報告が審理される予定である。

発展の権利宣言 35 周年に向けて共同声明

2021/12/03

国連人権高等弁務官事務所

12月4日の開発の権利に関する宣言 35周年に向けて、人権活動家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。気候危機と COVID パンデミックという 2 重の難題に対処し、自然災害と将来のパンデミックへの準備と回復力を強めるためには、各国政府は発展の権利の基盤である諸原則、すなわち参加、漸進的実現、国内・国家間の平等、国際連帯・協力、支援に従って行動することが不可避である。COP26 での確約を口先だけのものにせず、パリ協定と気候変動枠組条約の精神において実施するために、各国政府は具体的実施計画を作成・公表する必要がある。発展の権利宣言は、すべての人が経済的・社会的・文化的・政治的发展に参加・貢献・享受する権利を有することを確約し、発展の機会の平等の重要性、発展の権利実現の歴史的・制度的障壁の撤廃の必要性も強調している。各国政府に対し、これらの確約を行動に移すよう求める。

人権理事会 来年度議長団を選出

2021/12/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は来年度の議長団を選出した。議長にアルゼンチンのジュネーブ国連大使である Federico Villegas さん、副議長に Katharina Stasch さん(ドイツ)、Tamim Baiou さん(リビア)、Ulugbek Lapasov さん(ウズベキスタン、報告者を兼務)を選出した。残る一人の副議長は、1月に東欧グループから選出する予定である。今日の会合で理事会は、組織の活動方法の強化を目的とする、長期の効率化プロセスに関する議長声明を採択し、2019年の議長声明で述べられた、拡大されてきた活動の整備のための措置を1年延長することとした。また、2022年2月のハイレベルパネル討議のテーマについて、「後発開発途上国・小島嶼開発途上国の理事会の活動参加支援のための信託基金10周年を記念する、国連制度全体での人権の主流化への普遍的参加の貢献」とすると決定した。理事会は12月14・15日に会合し、アフガニスタン、ニカラグ、ウクライナについて高等弁務官の説明が行われる。

一方的制裁に関する声明

2021/12/08

国連人権高等弁務官事務所

一方的強制措置に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。一方的制裁は対象国国民の十分な人権享受を阻み、特に脆弱な集団に深刻な影響をもたらす。そうした集団は多くを社会的・人道的支援に頼っているが、ほとんどの場合、適用除外があるにも関わらず制裁のために支援を受けられなくなる。国連・NGO その他の人道活動家に対し、①人権への影響の監視・評価を継続し、被制裁国の脆弱な集団に積極的に留意すること、②協力と連帯を通じて活動を強化することを求める。各国政府と一方的制裁の発動国に対し、①国際法に従い制裁を解除・最小化すること、②一方的制裁の人権への悪影響を回避するために必要なあらゆる措置をとること、③制裁レジームの頑なな厳守を回避するために必要なあらゆる措置をとること、④より広い適応除外と簡易な手続を設けること、⑤制裁レジームがあったとしても人道支援の供与を促進することを求めたい。

人権デーに向けて 共同声明

2021/12/09

国連人権高等弁務官事務所

12月10日の人権デーに向けて、人権専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。パンデミックによって国際秩序における公正の意味が問われ、国内・国家間で拡大する富の格差、ワクチンを含む健康へのアクセス、貧困の全般的懸念が問題になっている。平等の問題は、民主主義の空間の崩壊、過激主義、市民社会スペースの縮小、虚偽情報、不処罰と直結すると考える。各国政府はしばしば、基本的自由の制限、意思決定における透明性の制限、市民社会スペースの縮小によって危機に対処する。人権デーに当たり、多国間主義・協力・連帯の信念を新たにしたい。今年、国際社会が健康的で清潔な環境を人権であると認めたことを祝福したい。改めて各国政府・コミュニティ・企業・個人・全ての関係者に対し、全ての人々の普遍的かつ不可分の相互依存する人権を維持するよう求めたい。

人権デー 人権高等弁務官が声明

2021/12/10

国連人権高等弁務官事務所

人権デーに際し、人権高等弁務官が声明を公表した。内容は以下のとおり。不平等がパンデミックを加速させたが、これは今もなお続いている。また、パンデミックが不平等を恐ろしいほど増大させ、最も脆弱なコミュニティでの不均衡な感染・死亡率、貧困、飢餓、生活水準の低下を引き起こしている。平等は人権の中核であり、この世界的危機に生き残るために必要な解決策の中心にすえられるものである。人類が進むべき唯一の道は、共通の利益のために協働することである。COVID-19による社会的・経済的混乱、気候変動の急激な影響と相まって、我々が10年前の金融危機後の復興に失敗したことは、人権に根ざす明確で実績のある救済策と、不平等撲滅の重要性を忘れていたことを示唆する。甚大な不平等に苦しむ人々のためだけでなく我々全てのために、前進を維持することを望むのであれば、人権を中心にすえなければならない。

国連と地域人権機関の専門家が共同宣言

2021/12/10

国連人権高等弁務官事務所

国連・アフリカ人権委員会・米州人権委員会の人権専門家、欧州安全保障協力機構の専門機関が共同宣言を発した。内容は以下のとおり。世界中で人権の闘いの最前線に立つ勇敢な個人と団体は安全な避難場所を切実に必要としており、緊急人命救助のための人道的支援は大きな障壁に直面している。各国政府に対し、国際的義務を維持し、暴力から逃れる市民社会活動家の国際的保護へのアクセスを容易にするよう求めたい。これには難民の地位の認定、緊急ビザの迅速化その他の保護が含まれる。また、各国政府に対し、制限のない市民社会スペースの推奨、脅威を受ける市民社会活動家の保護のための外交努力の調整を強化するよう求めたい。多くの国が今週開かれる民主主義サミットに参加する今こそ、レトリックから行動に移る好機である。この宣言は、世界の市民社会スペースと民主主義の保護のために各国政府が直ちにとることができる具体的行動と確約の指針を示している。

人種の平等に関する新機関のメンバー任命

2021/12/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会議長は、世界中のアフリカ人・アフリカ系の人々に対する法執行官による制度的人種主義、過剰な力の行使その他の国際人権法違反の調査を行う機関のメンバーに、南アフリカ・米国・アルゼンチン出身の法執行・人権の専門家3名を任命した。任期は3年である。この機関は今年7月の理事会決議で設置されることが決定された。その任務は、法執行・刑事司法制度における制度的人種主義、人種的プロファイリング、アフリカ人・アフリカ系の人々に対する法執行官によるその他の人権侵害の根本原因や、法執行官とアフリカ人・アフリカ系の人々との不公平な幅広い関係をもたらす国内法・政策・実行を調査することである。また、人種主義反対の平和的抗議への政府の対応についても調査し、法執行官による過剰な力の行使その他の人権侵害に対する正義・説明責任・救済へのアクセス確保のための具体的措置に関する勧告も行う予定である。

国際移住者デーに向けて共同声明

2021/12/17

国連人権高等弁務官事務所

国際移住者デー（12月18日）に向けて、移住労働者権利委員会委員長と移住者の人権に関する特別報告者が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。多くの国が「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」の下で誓約したように、非拘束的な宿泊施設、一般社会に根差した調整を優先するよう求める。入管収容は1990年代以降著しく増加している。国際人権法上、収容は常に無差別・最終の例外的措置でなければならない。各国政府に対し、子どもの入管収容を直ちに中止し、その他の全ての移住者についてもこの措置を徐々に撤廃し最終的には廃止するよう求める。収容代替措置は、人々の尊厳・人間性・健康・幸福の一層の保護になるだけでなく、収容所よりも運営費用がかなり少ないことを強調したい。一方、収容措置は、移住者の健康・尊厳に大きな悪影響をもたらし、その危険性は現在のCOVID-19パンデミックの中で高まっている。